

平成29年度包括外部監査(指摘事項)に対する措置状況  
(単位:件)

措置状況の区分	件数
措置済	13
対応中	0
指摘事項件数	13

平成29年度包括外部監査(指摘事項)一覧

No.	項目	所管課	報告書 記載頁
1	契約書の不備について	課税管理課、西部市税事務所資産税課、納税管理課	74
2	契約書に記載された報告書類の入手漏れについて	課税管理課、西部市税事務所資産税課、納税管理課、税制課	75
3	仕様書に記載された報告書類の入手漏れ・不備について	課税管理課	76
4	契約書における委託料支払根拠の未記載について	課税管理課	77
5	委託料の均等額払いについて	納税管理課	77
6	併合チェックリストに基づく併合チェック事務及び更正事務について	課税管理課、東部市税事務所市民税課、西部市税事務所市民税課	103
7	ふるさと納税申告特例通知書に係る事務について	課税管理課、東部市税事務所市民税課、西部市税事務所市民税課	106
8	土地・家屋の非課税、減免、特例に関する事務について	課税管理課、東部市税事務所資産税課	165
9	所有者が不明な土地・建物に対する固定資産税の賦課状況について	課税管理課、東部市税事務所資産税課、西部市税事務所資産税課	167
10	市税事務所における課税台帳への登録の正確性担保について	課税管理課、東部市税事務所市民税課、西部市税事務所市民税課	183
11	課税台帳の修正手入力の検証について	課税管理課	187
12	事務マニュアルの不備について	納税管理課(市税事務所各納税課)	269
13	執行停止の取り消しについて	納税管理課(市税事務所各納税課)	270

## 平成29年度包括外部監査(指摘事項)措置状況

監査テーマ:市税に係る事務の執行について

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
1	契約書の不備について (P74)	<p>【現状・問題点】 以下の委託契約において、保証金免除の根拠が記載されていない、契約書記載内容が最新のものになっていないという不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉市土地調査図異動処理及び課税資料整備業務委託(西部市税事務所資産税課) 当契約では市契約規則第29条の規定により契約保証金の納付が免除されているが、契約書に免除の旨及びその根拠が記載されていない。</li> <li>平成28年度市税収納データ作成業務委託(納税管理課) 契約書様式を前年度のものを使用しているため、平成28年度契約分より新たに追加された「個人情報取扱特記事項 第32」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない。</li> <li>領収済通知書等保管業務委託(納税管理課) 同上</li> </ul> <p>平成28年3月31日に、市の政策法務課市政情報室長から各課(所・室)長宛にポータルサイトを通じて「個人情報を取り扱う事務の委託について(通知)」が行われ、業務委託契約における「個人情報取扱特記事項」について改正されている。当該改正は、平成28年4月1日付であったため、契約日が同日以降となるものについて対象とされている。その改正の一部として、従来入手が求められていた「個人情報管理責任者報告書」が「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」へと変更されている。不備の原因は、所管課の契約手続において、契約書記載事項のうち、「個人情報取扱特記事項」の変更が契約担当者による十分な確認が行われなかったことと思われるが、その後の契約手続の過程において、本来チェックが入り、修正等が行われるべき内容である。</p> <p>【指摘】 契約事務の適正化を図るために、契約担当者は契約書作成時に様式や記載内容の不備に十分留意するとともに、その後の契約事務手続の過程においても、形式要件も含め、各段階で十分なチェックを行いながら事務手続を進められたい。</p>	措置済 (令和元年7月)	平成30年1月に、税務部長が、部内の各所属長あてに、「適正な契約事務の執行について」と題した通知を发出し、①入札参加者、契約者が、各種保証金の納付免除に該当する場合は、入札通知書、契約書に納付免除となる根拠を記載すること、②契約書等については契約課が作成する最新のひな形を使用するとともに、必要書類が提出されているかについて契約期間中に複数人で確認することを周知徹底した。通知以降は、契約保証金免除の旨及びその根拠を記載している。また、契約書の内容を最新のものとし、個人情報管理責任者及び研修実施計画等の報告が書面で行われている。	課税管理課 西部市税事務所 資産税課 納税管理課
2	契約書に記載された報告書類の入手漏れについて (P75)	<p>【現状・問題点】 以下の委託契約において、契約書内の「個人情報取扱特記事項 第32」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない。市では個人情報を取扱う業務委託に際しては、様式(第3関係)「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」により、個人情報管理責任者の職名及び氏名、契約に係る個人情報の取扱い等に関する研修等の実施計画の報告を求めている。一方で、以下の委託契約において、当該報告書が入手されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税管理課 更正連絡票データバンク業務委託(備考:課税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった)</li> <li>西部市税事務所資産税課 千葉市公図異動処理及び課税資料整備業務委託</li> <li>納税管理課 平成28年度督促状作成業務委託(備考:納税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった)</li> </ul> <p>入手漏れの原因は、平成28年度契約分から使用される契約書記載事項のうち、「個人情報取扱特記事項」の変更点が十分に認識されていなかったことが考えられる。</p> <p>【指摘】 契約事務を取扱う各所管課で、各年度で使用される契約書様式の内容を事前に十分確認し、必要書類の入手漏れを防止されたい。また、税務部内でも当該年度の契約事務に係る留意事項等をアナウンスするなどし、市税事務全体における契約事務の適正性を確保されたい。</p>	措置済 (平成31年2月)	平成30年1月に、税務部長が、部内の各所属長あてに、「適正な契約事務の執行について」と題した通知を发出し、契約事務に関する留意点を周知することにより、契約の必要書類の入手漏れ防止と契約事務の適正性確保を図った。	課税管理課 西部市税事務所 資産税課 納税管理課 税制課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
3	仕様書に記載された報告書類の入手漏れ・不備について (P76)	<p>【現状・問題点】 以下の委託契約において、委託業務を定めた仕様書で提出が求められている作業計画書や委託業務の作業完了時に委託業者に残留した使用データがないことを証する証明書が入手されていない。 ・(課税管理課)平成28年度固定資産税・都市計画仕様書で提出を求めている作業計画書を入手していない。 ・(課税管理課)平成28年度軽自動車税納税通知書等作成業務委託仕様書で提出を求めている証明書を入手していない。</p> <p>当該委託業務においては、業務完了の際に実施報告書を委託事業者から入手し、仕様書に基づく業務が完了したことを確認しているが、仕様書に基づく報告書類が委託事業者から入手されていないことから、仕様どおりに業務が適正に遂行されたかが十分に検証されていない。 また、以下の委託契約においては、委託事業者から実施報告書を入手しているものの、受領した実施報告書に記載の不備があった。 ・(課税管理課)市県民税変更通知書作成業務委託契約期間とは異なる日付が委託事業者の提出した実施報告書に記載されている。</p> <p>実施報告書上の契約期間とは異なる日付の記載は、委託事業者における記入誤りが原因であるが、報告書類の受領が形式的なものとなっており、その内容の十分な確認が行われていなかったと考える。</p> <p>【指摘】 仕様書作成に当たっては、委託事務に対して求める仕様を定める際に、あわせて当該仕様に従い委託事業者が適正に業務を遂行したかどうかを適宜確認できるよう、必要な報告書類を定め、提出を求める必要がある。契約事務に当たっては、仕様書で求める報告書類受渡の目的及び必要性を常に確認し、その十分性を検討されたい。また、必要かつ十分と認めて委託業者に提出を求めた報告書類については、受領後その内容を十分に確認し、委託業務が適切に行われたかどうかの評価を十分に行われたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	<p>本業務委託3件で入手漏れや不備のあった書類それぞれについて、必要性を検討し、証明書の提出は求めないこととした。一方で、作業計画書及び実施報告書は提出を求めることとし、当該書類を受領後、委託業務が適切に行われたことを確認した。</p> <p>このほか、書類の入手漏れを防ぐため、平成30年1月10日付けで税務部長通知「適正な契約事務の執行について」を部内の各所属長あてに発出し、①仕様書等で契約相手から提出させる必要書類は、遅滞なく提出させること、②必要書類が提出されているか契約期間中に複数人で確認することを周知徹底した。</p>	課税管理課
4	契約書における委託料支払根拠の未記載について (P77)	<p>【現状・問題点】 課税管理課が所管する固定資産評価(土地)総合支援業務委託は、3年に一度の固定資産(土地)評価に当たっての複数年にわたる総合支援業務に係るものである。 この委託事務は、業者からの企画提案に基づき仕様に沿った業務内容が決定される。契約期間は平成28年度から30年度までの3か年であり、当該期間にわたり継続して実施される技術支援及び調査内容に基づき、委託料総額が定められている。当該契約の契約総額は95,364千円であり、平成28年4月1日付で3か年を期間とする契約が締結されている。契約に当たっては、平成28年度支出予定分が歳出予算として計上され、平成29年度及び30年度の支出予定分については債務負担行為により予算措置されている。 一方、当該委託契約においては、仕様書に各年度で実施される委託業務の内容は記載されているものの、契約書に支払期毎の支払額が記載されておらず、業務内容に対する委託料支払の根拠が明確でない。</p> <p>【指摘】 契約書締結に当たっては、委託事業者による業務の履行及びそれに対する市による委託料支払の条件を明らかにするために、契約書に支払期毎の支払額を明記されたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	<p>本業務委託については、平成30年4月1日付で変更契約を締結し、支払期毎の支払額を明記した。</p>	課税管理課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
5	委託料の均等額払いについて(P77)	<p>【現状・問題点】  「確定延滞金納付催告書作成等業務委託契約」では、委託事業者が月毎に、納税管理課から引渡される納付催告書の印字データに基づき、各月の納期限までに印刷物を納品する仕様とされている。当該業務は年間を通して毎月発生するものであるが、年度初めで担当者が大幅に入れ替わる4月、一斉催告が計画される7月及び11月については、各市税事務所での事務負担を考慮し発送対象月より除外されている。一方、この業務委託契約では、契約総額の1/12を月額委託料として設定し、毎月同額を支払う内容となっている。</p> <p>この委託事務では、指定検査員が毎月、所定の様式に各月に係る検査印を押印し、支出が行われている。仕様書上のデータ引渡し、納品及び発送予定月(4、7、11月を除いた9か月)と月額委託料支払(毎月均等)の関連について納税管理課へ質問したところ、4月、7月及び11月分のデータ引渡しは各月の翌月としていることから、5月、8月及び12月に当月分も含め2か月分が納品され、検査及び発送を行っているとの回答を得ている。</p> <p>当該契約は、年度を通じて各月分の確定延滞金納付催告書を納付する内容であることから、各月の納品物の納品量及び検査実績に応じて委託料を支払うのであれば問題ない。しかしながら、当該契約では、月額委託料の支払が納品スケジュールと整合しておらず、結果として納品及び検収前に委託料の支払が行われている。さらに、印字すべきデータ引渡件数は、各月同じではないため納品数も異なるのに対し、委託料は毎月同額であることから、支払時に検収は行われているものの、納品量に見合った委託料が支払われていない。</p> <p>同じ納税管理課で所管する「平成28年度 1号催告書の印刷、印字、圧着加工業務委託」については、同様の印字・印刷を伴う委託業務であるが、データ引渡量と納品月に応じた月額委託料が設定されている。</p> <p>なお、平成29年度の「確定延滞金納付催告書作成等業務委託契約」では、平成28年度契約における契約価格の見積りや支払方法の問題が識別され、各月の納品量を見積もった上で納品物の単価も考慮した契約に変更されており、納品量に応じた委託料が設定されている。</p> <p>【指摘】  市税事務においては、納品物の特徴から年度内の複数月に納品物が納品され、検査後に委託料を支払う契約形態が複数存在する。委託料の支払は、納品実績に応じてなされるべきものであり、委託契約を締結するに当たっては、納品時期、納品数量を踏まえて適切に支払時期及び支払額を定めなければならない。上記委託契約については、平成29年度契約分より各月の納品量に応じた支払いとする契約に変更されているが、当該契約は平成27年度においても同様の問題が生じていた。今後、委託契約を締結するに当たっては、同様の契約において漏れなく、仕様で定める納品時期や納品量を考慮した上で、検収及び委託料支払の時期を適切に定められたい。</p>	措置済 (平成31年2月)	市税に係る事務においては、納品物の特徴から年度内の複数月に納品物が納品され、検査後に委託料を支払う形態をとる全ての契約について、平成29年度より、仕様で定める納品時期や納品量を考慮した上で、検収及び委託料支払の時期を定め、納品量に応じた支払いを行っている。	納税管理課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
6	併合チェックリストに基づく併合チェック事務及び更正事務について (P103)	<p>【現状・問題点】            確定申告書、給与支払報告書等の課税資料が税務システムに入力された後、税務システム内で併合処理(税務システムに入力された課税資料をもとに所得額、所得控除額、税額等を算出する処理)が行われる。市税事務所市民税課個人市民税班では、課税資料をもとにシステム上の条件に従って不整合等が生じていると判断されたものについて、税務システムから出力された「併合チェックリスト(エラー表示分)」を査閲し、税務システム上の計算が適切に行われているか確認する。さらに、その計算に誤りが発見された場合には、これを更正するため、税務システムに修正入力を行う。            なお、「併合チェックリスト(エラー表示分)」には、税務システム上、併合のエラーとした要因が「併合メッセージ」として記載されている。</p> <p>この当初賦課における併合チェック事務及び更正事務については、担当職員の判断と手作業が介在する事務であり、また件数も非常に多いため、課税を誤るリスクが存在する。そこで、「併合チェックリスト(エラー表示分)」を母集団としてサンプリングを行い、調査を行った。サンプル調査したもののうち3件について賦課決定金額の誤りが認められた。            賦課決定金額の誤りは、いずれも課税資料の提出者(納税義務者、給与支払者)の課税資料の記載誤りまたは提出誤りに起因するものであり、一概に課税事務における過誤であるとはいえない。しかし、個人市民税の賦課を正確に行うためには、併合チェック事務において税務システムで行われた併合の誤りを発見し、更正処理を行う必要があった。また、併合チェックリスト上の併合メッセージの内容を把握し、必要に応じて課税資料の閲覧を行い、納税義務者又は給与支払事業者等への問合せを行うことにより、更正処理は可能であったと考える。</p> <p>併合チェック事務及び更正事務は、担当職員の手作業で行われ、さらに一般的な事務と比較しても多くの税務上の知識が要求されるために、その個々の職員の事務能力に大きく依存する事務であるといえる。また、短期間において大量の併合チェックリストを処理する必要があり、1人当たりの事務負担が大きいため、過誤発生の危険性が高い事務であると思われる。このため確認漏れ等の課税誤りを極力抑え、賦課を正確に行うためには、以下のような方策が有効であると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 税務システムにおける併合処理の仕組み、併合チェックリスト上の併合メッセージの内容やその対応方法について事前の研修を充実させる。</li> <li>&gt; 併合チェック事務における判断の均等化を図るため、併合メッセージに記載されたエラーの内容によるチェックポイントを明確にするなど、併合チェック事務のルールをマニュアル(手順書)として明示化する。</li> <li>&gt; 過去の事務過誤等の内容をデータベース化し担当職員間で情報共有する。</li> <li>&gt; 併合チェック事務及び更正事務を行う人員を拡充する。</li> </ul> <p>【指摘】            併合チェック事務及び更正事務のサンプル調査の結果、発見された課税誤りについては更正処理等の適切な対応をされたい。また、併合チェック事務及び更正事務において賦課の正確性を担保するため、担当職員に対する事前の研修の充実や併合チェック事務のルールのマニュアル化など今後同様の課税誤りの再発を防止する方策を検討されたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	<p>サンプル調査の結果発見された3件の課税誤りは更正処理を行った。</p> <p>また、同様の課税誤りの再発を防止するため、平成31年3月に、併合チェックリストに基づく併合チェック事務及び更正事務に係るマニュアルを策定し、令和元年度から、各課において当該マニュアルを使用したOJTを実施し、事務を行っている。</p>	<p>課税管理課</p> <p>東部市税事務所 市民税課</p> <p>西部市税事務所 市民税課</p>

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
7	ふるさと納税申告特例通知書に係る事務について(P106)	<p>【現状・問題点】            税務システムより出力された当該通知書の入力対象納税義務者を母集団としてサンプリングを行い、調査を行った結果、以下の1件について申告特例通知書の入力事務に過誤が認められた。            ・納税義務者DのE 地方公共団体に対する申告特例寄附金額が誤った金額で税務システムへ入力されている。</p> <p>当該事務過誤の原因は入力後の確認の漏れと考えられる。平成28年度のふるさと納税申告特例通知書の入力に係る事務フロー(「(4)課税事務フロー ③ふるさと納税申告特例通知書処理」参照)によれば、入力担当者が入力後自ら画面の入力内容と申告特例通知書を照合し、さらに併合チェックリストとの照合を行うことになっているが、大量の課税資料の処理が必要な時期(3月、4月)において確認漏れが生じたものと思われる。</p> <p>また、ふるさと納税ワンストップ特例制度が平成27年4月に創設されたため、その課税事務が平成28年度に新たに追加されたことにより事務フローの確認が徹底していなかったことも起因していると推測される。新しく加わった事務フローについては事務過誤の生じるリスクが比較的高いため、想定される事務過誤を洗い出し、それを事前に防止、または事後的に発見するための手続きが重要になる。</p> <p>なお、これに対する改善策として、市では平成29年度における申告特例通知書のパンチ入力業務については外部委託することとしている。</p> <p>【指摘】            申告特例通知書入力事務のサンプル調査の結果、発見された事務過誤については、更正処理等の適切な対応を行うとともに、賦課の正確性を担保するため、担当職員の手作業が介在する事務については、事後的なチェックを徹底するなどの事務過誤を防止する方策を検討されたい。</p>	措置済 (平成31年2月)	指摘のあった事務過誤については、課税額更正処理を行うとともに、入力業務の外部委託に関しモニタリングを実施することとした。また、賦課の正確性を担保するため、担当職員の手作業が介在する事務については、入力を担当する職員とは別の職員が入力内容の確認を行うこととした。	課税管理課  東部市税事務所 市民税課  西部市税事務所 市民税課
8	土地・家屋の非課税、減免、特例に関する事務について(P165)	<p>【現状・問題】            固定資産税が非課税又は減免が適用されている土地・家屋について、税務システムから出力した課税台帳(非課税の物件についても、課税物件と同じようにデータが保存されている)のデータから該当物件を抽出し、サンプルについて非課税又は減免の申請書等及び決裁文書を閲覧するとともに、非課税又は減免の理由を担当者に質問した。</p> <p>平成28年度の課税台帳から、非課税又は減免、課税標準の特例が適用されている土地又は家屋を税務システムから出力したデータを母集団とした。</p> <p>この母集団より、任意にサンプルを抽出して、平成28年度から非課税となっている物件については非課税申告書並びに決裁文書と、減免となっている物件については減免申請書と決裁文書と照合した。また、平成27年度以前から非課税となっている物件の場合は、その原因について資産税課担当者に質問するとともに、必要に応じて登記情報や公図等を閲覧した。</p> <p>調査の結果、平成28年から非課税となった家屋について、非課税とする旨の決裁文書が無いものが1件発見された。新たに固定資産税を非課税とする際は、資産税課の課長が決裁すると規定されているが、当該家屋については決裁が行われていない。宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物であることを資産税課の担当者が現地調査により確認しているため、非課税とする処分自体は問題ない。</p> <p>【指摘】            固定資産税を新たに非課税とする際の課長決裁は、不正に非課税とする処理が行われないために重要な統制であるため、決裁漏れがないよう事務処理を徹底されたい。</p> <p>※ この項目に関しては、「意見」もありますので、別途区確認してください</p>	措置済 (平成31年2月)	固定資産税を新たに非課税とする際の決裁については、当該案件を担当する職員とは別の職員が漏れの有無を確認することとした。 なお、指摘があった事例については、現地確認を行い、非課税決裁を改めて行った。	課税管理課  東部市税事務所 資産税課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
9	所有者が不明な土地・建物に対する固定資産税の賦課状況について(P167)	<p>【現状・問題点】 市では、所有者が不明な土地・建物について、課税を保留している。地方税法には課税保留を認める明文の規定はなく、その法律的な根拠は不明確な部分があるものの、所有者の調査が極めて困難な場合又は調査を尽くしても所有者が特定できなかった場合などは、実務上、課税保留も止むを得ないと考えられる。しかしながら、課税の公正・公平性の観点からは望ましいものではないため、課税保留の判断は慎重に行うべきである。</p> <p>そのため、所有者が不明な土地・建物について課税保留とした判断が適切か検討することを目的として、賦課事務について担当者に質問するとともに、税務システムから出力された課税台帳のうち課税保留となっている物件について、サンプル調査によりその原因や課税保留とした過程を担当者に質問した。また、旧税務システム導入時に登録されなかった土地(主に道路や国有地など)についても、所有者不明土地が含まれていないか検討するため、任意に抽出したサンプルについて賦課状況等の状態を調査した。</p> <p>&gt; 課税台帳からのサンプル調査について 登記上の所有者である法人が消滅している土地1件については当該土地の登記上の所有者となっている法人が存在せず、長期間課税が保留されている。なお、登記上の所有者は昭和十年代に合併により消滅した法人である。これについては、長年課税保留とされていたが、現在の所有者の調査結果や課税保留とした事由、課税保留とする処置が適切か事後的に検討された記録はなかった。今回の監査にあたり、合併により消滅した法人の存続会社が当該物件を所有しているか資産税課の担当者が調査したところ、存続会社は当該物件を財産として管理しておらず、さらに合併時の詳細な法関係が不明であり、課税は難しいとのことであった。</p> <p>&gt; 旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査について 抽出したサンプルについて、賦課状況を調査したところ、所在地不明により現地確認できず課税台帳に記載されていなかった土地1件は、昭和48年に行われた土地改良事業による区画整理時に現地との対応関係を把握できず課税台帳に記載されなかったものである。しかしながら、今回の監査において改めて公図を確認したところ、当該土地は公図に記載されており、所在地が確認できた。</p> <p>なお、官有地や道路、所在地不明などの事由により旧税務システム導入時に登録されなかった土地については、各市税事務所等で土地の登記簿写を保管しているが、官有地以外はその事由について分類・整理されていない。これらは旧税務システム導入時に非課税又は所在地不明な土地であることを確認した上で登録作業から除外されたものである。</p> <p>【指摘】 課税台帳からのサンプル調査の対象のうち、登記上の所有者である法人が消滅しており課税保留としていた土地1件について、調査を尽くしても現在の所有者が特定できず課税保留とせざるを得ない場合は、課税保留とした判断の根拠を適切に記録し保管されたい。</p> <p>また、不適切に課税を保留している物件が無いことを定期的に確認する方策を策定されたい。具体的な手続としては、税務システムから出力したデータをもとに課税保留としている物件の一覧を作成し、課税保留とした原因の分類・把握を行うことが考えられる。</p> <p>旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査の対象のうち、所在地不明により課税台帳に記載されていなかった土地1件については、所在地が判明したため、所有者を調査し、課税台帳に登録されたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	<p>現在課税保留としている物件については、課税保留とした原因等を記載した「課税保留一覧表」を新たに作成し、定期的に更新することとした。</p> <p>登記上の所有者である法人が消滅しており課税保留としていた土地1件については、調査の結果、承継法人は判明したが、承継法人の固定資産台帳には同土地が記録されておらず、承継法人の所有とは言えないため、引き続き課税保留とし、当該経緯を課税保留一覧表に記録した。</p> <p>旧税務システム導入時に登録されなかった土地のサンプル調査の対象のうち、所在地不明により課税台帳に記載されていなかった土地1件については、調査の結果、所有者が判明したため、課税台帳へ登録した。</p>	<p>課税管理課</p> <p>東部市税事務所 資産税課</p> <p>西部市税事務所 資産税課</p>

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
10	市税事務所における課税台帳への登録の正確性担保について (P183)	<p>【現状・問題点】 市税事務所では原動機付自転車及び小型特殊自動車の新規登録、廃車、変更の事務を実施している。提出された申請書の情報を税務システムに入力する際はプルダウン方式であり、該当する項目をクリックすることにより行われるため比較の入力ミスが発生し難い仕組みとなっている。しかし、手作業が介在するという点においては入力ミスが発生するリスクが存在する。そこで、申請書を母集団としてサンプルを無作為で抽出し、入力の正確性を検証した。</p> <p>申請書と課税台帳を照合した結果、入力ミスによる誤りは発見されなかった。一方で、処理欄の証跡について調査した結果、「受付」、「入力」、「照合」の全項目について同一担当者のサインが記されたサンプルが散見された。この場合、処理欄の取扱いが担当者によって区々であり、複数欄にまたがるサインやサインを省略しているものも散見された。</p> <p>現状、非正規職員が受け付けた申請書は正規職員が照合を実施しているが、正規職員が受け付けた申請書については、受付から入力、照合まで1人の担当者が処理しており、入力日において入力担当者以外の者による照合が実施されていない。同一担当者により処理されたサンプル中、2件について以下のとおり申請書への記載漏れが発見された。当該記載漏れは申請者による書類記載の不備であるが、入力担当者以外の者による照合を実施していれば防止できたものとする。</p> <p>(1)「標識返納の有無」欄の有・無に○の記載がない(標識返納が「無」であれば弁償金処理が必要となる可能性があり、「有」であれば標識を回収する必要がある。弁償金処理の判断に影響を与えることとなり漏れなく記載されるべき事項である)。</p> <p>(2)「紛失の状況」欄に記載がない(当該ケースは盗難届出がなされていないケースであったが、このようなケースにおいては、「紛失の状況」の記載が廃車処理の裏付けとなることから、漏れなく記載されるべき事項である)。</p> <p>また、入力日の翌日に「異動車両一覧表」と申請書を照合する手続により入力内容と申請書の照合が実施されるが、当該照合において、概してチェックの証跡が残されておらず、各市税事務所間で統一した方法がなかった。</p> <p>【指摘】 課税台帳の正確性担保のため、入力日に実施する照合は入力担当者以外の者が実施し、処理欄の取扱いにつき担当者毎に異なるようルールを設けられたい。また、入力日の翌日に実施される照合手続の方法についても、市税事務所間で統一化を図り、運用を担保するためのルールを設けられたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	平成31年3月に「軽自動車税の手引(実務編)」を改訂し、当該手引において、申請書の受付・入力・照合欄については、実施した者が必ず押印またはサインをすること、並びに入力日に実施する照合については、入力担当者以外の者が実施することを明記した。 また、申請書の内容と入力内容の照合についても、当該手引きにおいて、翌営業日以降、入力者以外の者が申請書の内容とシステムの画面を照合し、申請書の所定の箇所に確認日及び確認者名を記載することを明記した。	課税管理課  東部市税事務所 市民税課  西部市税事務所 市民税課
11	課税台帳の修正手入力の検証について (P187)	<p>【現状・問題点】 平成28年度の軽自動車税課税事務において、課税管理課では三輪以上の軽自動車について地方公共団体情報システム機構から検査情報をダウンロードし、課税台帳とシステム照合を実施している。その結果作成される確認リスト「確認車両ファイル」に基づき担当者は必要があれば課税台帳を手入力で修正する(なお、課税台帳とシステムとの不一致事由の確認及び修正入力は市税事務所市民税課の事務であるが、新税務システム稼働の初年度であった平成28年度は、時間的制約から課税管理課で実施している)。当該修正後の情報に基づき賦課額が自動計算により算出される。</p> <p>この点、修正により情報が転換するため修正の判断を誤るリスク、正しい情報の入力を誤るリスクが存在する。一般に当該リスクに対する仕組みとして、(i)事前にリスクを防止する仕組みとしては、入力前に上長の承認を得る(正当性の担保)、(ii)事後的にリスクを発見する仕組みとしては、入力担当者以外の者による確認(正確性の担保)が考えられる。しかし、現状では入力担当者自身によるセルフチェックを実施しているのみであり、事前にも事後にもリスクに対する仕組みが整備されていない。</p> <p>そこで、「確認車両ファイル」を母集団として任意でサンプルを抽出し、課税台帳修正の正当性及び正確性について検証した。</p> <p>「確認車両ファイル」では3つの確認メッセージ毎に対象車両がリストアップされる。メッセージ3「軽課対象車両の可能性ががあります」で抽出された1件について新税率を適用すべきところ、旧税率を適用して賦課したサンプル(被牽引車)が発見された。当該車両は軽課の対象ではなかったが、初度検査が平成27年4月以降であったため新税率が適用される車両である。これは、被牽引車は経年車重課の適用対象外であるところ、担当者が将来経年車重課の対象となることを避けるための措置として初度検査年月を書き換えたために発生した誤りであった。追加調査の結果、当初発見された1件以外に同じ内容の誤りが4件発見された。</p> <p>課税誤りの金額は1件当たり1千円であるが、一度課税台帳を書き換えると次年度以降に繰り越され誤りが発見されない可能性があり、その結果将来に亘り継続的に誤った税率により課税額が算定されるおそれがある。</p> <p>【指摘】 「確認車両ファイル」による修正の事務について、(i)課税台帳の修正が適切であることを担保するため、適切な承認を得る(ii)入力の正確性を担保するため、課税台帳を修正した翌日に出力される「異動車両一覧表」を用いて入力者以外の担当者が確認を実施しその証跡を残す等、正当性及び正確性を担保するための仕組みを整備されたい。</p>	措置済 (令和元年10月)	平成31年3月に「軽自動車税の手引(実務編)」を改訂し、当該手引において、「確認車両ファイル」による修正の事務については、(i)修正すべき事由及び件数を管理職に報告し、承認を得ること、並びに(ii)入力日の翌営業日に出力される「異動車両一覧表」の該当車両に印を付け、修正した事由等を記載し、入力者以外の者が確認・照合してサインすることを明記した。	課税管理課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	措置状況 (通知年月)	措置内容	所管課
12	事務マニュアルの不備について (P269)	<p>【現状・問題点】 市が定めた「市税滞納処分の執行停止に関する取扱基準の適用について」(平成27年3月31日 納税管理課長)において、執行停止に係る即時消滅(地方税法第15条の7第5項)の適用を判断するに当たっての運用として「定職がなくアルバイト、パート労働者で高額所得が期待できないこと」が掲げられている。この点、無財産であり、かつ当該要件に該当する滞納者であっても、病気または高齢などの事情がなければ、今後高額とはいえなくとも安定した収入が得られる定職に就き、納税資力が回復する可能性があり、必ずしも即時消滅の要件である将来において資力回復が望めず徴収できないことが明らかであるとは限らない。ただし、この条項を適用して執行停止とした事案は確認されなかった。</p> <p>【指摘】 滞納処分の執行停止に係る取扱いの運用指針で示した即時消滅の要件について、法令が定める要件を充足していないため見直しを図りたい。</p>	措置済 (平成31年3月)	即時消滅の要件について、法令が定める要件に適合するよう「市税滞納処分の執行停止に関する取扱い基準」を平成30年3月1日に改訂し市税事務所納税各課へ周知を図った。 なお、指摘のあった通知(「市税滞納処分の執行停止に関する取扱基準の適用について」)は、本件の改訂に伴い廃止した。	納税管理課 (市税事務所各納税課)
13	執行停止の取消しについて(P270)	<p>【現状・問題点】 執行停止の後に3年間が経過して滞納債権が消滅するまでに、執行停止の要件がないことが判明したときは、執行停止は取り消される必要があるところ(地方税法15条の8)、滞納処分の執行停止をした後は、全体の滞納整理事務の中での所得調査等を行うにとどまっており、執行停止事由が継続しているかどうかを確認するためのルールが明確に定められていない。執行停止後に滞納者の資力が回復しているにも関わらず、その事実が適時に把握されなければ、徴収の機会を逸するおそれがある。なお、サンプル調査において、東部市税事務所で行われた執行停止後に担当職員の交代が行われた際、納付義務が消滅する直前の資力回復調査の結果、以前は被担保債権が多額の抵当権が設定されていた所有不動産について抵当権が抹消されていたことが判明し、執行停止の取消しが行われている案件があった。</p> <p>【指摘】 執行停止には、その徴収に無駄な努力と時間が割かれなくするための目的や滞納繰越額を効率的に縮減する目的があるものの、執行停止事由が適時に把握されなければ、徴収の機会を逸するおそれがあることから、執行停止後にその要件が継続して満たされているかどうかの検証時期やその方法について、事務マニュアル等での明確化を図りたい。</p>	措置済 (平成31年2月)	平成30年3月の「市税滞納処分の執行停止に関する取扱い基準」の改定において、「処分停止の事後調査」に係る記述を追加し、処分停止(地方税法第15条の7第5項によるいわゆる即時消滅を除く)をした滞納者については、処分停止後3年以内又は時効期間満了前に、停止の要件に該当する事実の有無を確認する事後調査を行うことを明確化するとともに、市税事務所納税各課への周知を行った。	納税管理課 (市税事務所各納税課)